

# 滞在地で不在者投票をする方へ

(第27回参議院議員通常選挙)

令和7年6月  
佐久市選挙管理委員会

## 佐久市の選挙人名簿に登録されている方が、佐久市以外に滞在している場合

佐久市の選挙人名簿に登録されている方で、選挙期間中、佐久市以外の市町村に滞在している方は、佐久市選挙管理委員会に投票用紙を請求の上、滞在地の市区町村選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。

### 【投票の方法】

#### Step1

『宣誓書（兼請求書）』をダウンロードの上、各欄に必要事項を記入し、佐久市選挙管理委員会へ直接又は郵送で投票用紙を請求してください。

（送付先：佐久市選挙管理委員会 〒385-8501 長野県佐久市中込3056番地）  
マイナンバーカードを所有している場合は、総務省のマイナポータル「ぴったりサービス」から投票用紙のオンライン請求ができます。市ホームページのリンクからも、マイナポータルサイトにアクセスできます。

#### Step2

佐久市選挙管理委員会に『宣誓書（兼請求書）』が届き、不在者投票理由があると確認できましたら、現住所（滞在地）宛てに投票用紙等を送付します。

#### 《佐久市選挙管理委員会からお送りする書類（投票用紙等）》

○投票用紙の交付について（手続きについての注意事項 1枚）

入  
透  
明  
な  
封  
筒  
に  
入  
入  
入

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| ○投票用紙               | 2枚【長野県選出・比例代表】 |
| ○不在者投票用紙の外封筒        | 2枚【長野県選出・比例代表】 |
| ○不在者投票用紙の内封筒        | 2枚【長野県選出・比例代表】 |
| ○不在者投票証明書（封筒に入ったもの） | 1枚             |

です。

開封厳禁！

※不在者投票証明書の入った封筒は絶対に開封しないでください。（開封すると投票できません。）

#### Step3

投票用紙等がお手元に届いたら、それらを持って滞在地の市区町村選挙管理委員会で投票します。

投票日当日（7/20）までに佐久市選挙管理委員会に投票用紙が届かないと無効になります。郵送期間を見込んで、お早めに滞在地の選挙管理委員会へお出かけください。

☆不在者投票の投票場所は、滞在地の市区町村選挙管理委員会になりますので、受付場所、時間等については、事前に滞在地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

#### Step4

滞在地の選挙管理委員会の係員の案内により投票します。

- ① 投票用紙に記載する。
- ② 投票用紙を内封筒に入れ封をし、さらに外封筒に入れ封をします。
- ③ 外封筒の表面に署名をします。
- ④ 滞在地の選挙管理委員会の係員へ提出してください。

#### Step5

滞在地の選挙管理委員会から、佐久市選挙管理委員会へ郵送されます。

お問い合わせ先：佐久市選挙管理委員会  
〒385-8501 長野県佐久市中込3056番地  
TEL：0267-62-3502